

ケニア
商標規則

L.N. 146/2003 により改正

目次

序文

規則 1 略称

規則 2 解釈

手数料及び様式

規則 3 手数料

規則 4 様式

規則 5 (L.N. 146/2003 第 3 条により削除)

旧制度に基づく分類

規則 6 旧分類の維持

規則 7 新分類制度への変更

規則 8 (L.N. 146/2003 第 4 条により削除)

書類

規則 9 書類の寸法等

規則 10 パートナiership, 会社及び団体による書類の署名

規則 11 書類の送達

宛先

規則 12 宛先

規則 13 送達宛先

代理人

規則 14 代理

登録可能な商標及び予備的助言(第 43 条)

規則 15 登録可能な商標

規則 16 旗, 記章, 紋章等

規則 17 市の紋章等

規則 18 生きている者又は最近死亡した者

規則 19 商標に示された商品又はサービスの名称及び説明

規則 20 識別性についての登録官による予備的助言

商標の登録出願

- 規則 21 出願の様式
- 規則 22 標章の表示
- 規則 23—規則 24 (L.N. 146/2003 第 7 条により削除)
- 規則 25 別個の出願
- 規則 26 満足な表示
- 規則 27 例外的な場合における商標の見本
- 規則 28 連続商標
- 規則 29 翻字及び翻訳
- 規則 29A 商品又はサービスの追加に係る申請

商標登録出願の受領に関する手続

- 規則 30 調査
- 規則 31 出願に関する登録官の権限
- 規則 32 登録官による異論
- 規則 33 登録官による条件
- 規則 34 登録官の決定
- 規則 35 権利の部分放棄

防護商標

- 規則 36 法第 30 条に基づく出願

証明商標

- 規則 37 法第 40 条に基づく出願
- 規則 38 手続続行の許可
- 規則 39 主張, 規則案
- 規則 40 規則及び出願の公開閲覧
- 規則 41 登録官の拒絶

出願の公表

- 規則 42 出願の公表
- 規則 43 出願人からの表示又は情報
- 規則 44 連続商標の公表
- 規則 45 法第 21 条 (10) 並びに法第 38 条 (2) 及び (4) に基づく公表
- 規則 45A 公表の費用

登録に対する異議申立

- 規則 46 異議申立
- 規則 47 異議申立書
- 規則 48 反対陳述書
- 規則 49 異議申立を裏付ける証拠
- 規則 50 出願を裏付ける証拠

規則 51 異議申立人による応答証拠
規則 52 後続の証拠
規則 52A 出願又は異議申立の放棄
規則 53 証拠物
規則 54 聴聞
規則 55 (L.N. 146/2003 第 24 条により削除)
規則 56 費用に係る保証金
規則 57 争われない事件の費用
規則 58 (L.N. 146/2003 第 25 条により削除)

未完了

規則 59 登録の未完了

登録簿への記入及び連合標章

規則 60 登録簿への記入
規則 61 効力を失った連合を表示する注記
規則 62 登録前の出願人の死亡
規則 63 登録証

更新

規則 64 登録の更新
規則 65 登録簿からの商標抹消前の通知
規則 66 2 度目の通知
規則 67 不納の公告
規則 68 登録簿からの商標の抹消
規則 69 標章抹消の記録
規則 70 更新及び回復の通知及び公表

譲渡及び移転

規則 71 譲渡又は移転の記入申請
規則 72 (L.N. 146/2003 第 34 条により削除)
規則 73 申請に記載する細目
規則 74 申請に伴う主張
規則 75 権原の証拠
規則 76 営業権なしの譲渡の記入請求
規則 77 登録簿への記入
規則 78 別個の登録
規則 79 一定の譲渡及び移転に関する登録官の承認証明書
規則 80 使用中の商標の営業権なしの譲渡の公告に係る登録官の指示

宛先の変更

規則 81 登録簿における宛先の変更

更正に係る登録官に対する申請（第 29 条，第 30 条，第 35 条及び第 36 条）

規則 82 登録簿の商標の更正又は抹消に係る申請

規則 83 更なる手続

規則 84 第三者による訴訟参加

登録商標の権利放棄

規則 84A 権利放棄の申請

訂正，変更，取消若しくは商品の抹消による登録簿の変更又は権利の部分放棄，付記若しくは注記の記入に係る申請（第 37 条（1））

規則 85 第 37 条（1）に基づく申請

規則 86 証拠

規則 87 一定の申請の公表

規則 88 有効性の認証の注記

登録商標の変更に係る申請

規則 89 登録商標の変更

規則 90 決定前の公表

規則 91 登録官の決定

規則 92 公表

証明商標の記入事項の更正に係る裁判所命令及び規約

規則 93 裁判所による証明商標の記入事項の更正

証明商標規約の変更

規則 94 規約の変更

団体商標

規則 94A 登録申請

登録使用者

規則 95 登録使用者の記入に係る申請

規則 96 記入及び通知

規則 97 記入変更に係る登録所有者の申請

規則 98 登録所有者又は使用者による記入取消に係る申請

規則 99 記入取消に係る何れかの者による申請

規則 100 通知及び聴聞

規則 101 誤りの訂正又は変更の記入に係る登録使用者の申請

期間の延長

規則 102 期間の延長

自由に裁量することのできる権限

規則 103 聴聞

規則 104 聴聞の申請

規則 105 聴聞の通知

規則 106 決定の通知

証拠を免除する権限

規則 107 証拠の免除

補正

規則 108 書類の補正

証明書

規則 109 登録官による証明書

規則 110 色彩の制限なしに登録された標章

規則 111 外国で登録を取得するのに使用される証明書

宣言

規則 112 宣言をする相手

規則 113 宣言をさせる公務員の印に関する推定

調査

規則 114 調査

写し

規則 115 書類の写し

規則 116 (L.N. 146/2003 第 61 条により削除)

裁判所への審判請求

規則 117 裁判所への審判請求

裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 118 裁判所への申請

規則 119 裁判所の命令

規則 120 裁判所の命令の公告

電子的形態での書類の提出

規則 121 電子書類の提出

第 1 附則（規則 3）手数料

第 2 附則（L.N. 146/2003 第 65 条により削除）

第 3 附則（L.N. 146/2003 第 65 条により削除）

第 4 附則（規則 4）様式（省略）

序文

規則 1 略称

本規則は、商標規則として引用することができる。

規則 2 解釈

本規則において、文脈上他を意味する場合を除き、

「代理人」とは、規則 14 に基づいて代理人として選任された者をいう。

「庁」とは、登録官の役所をいう。

「指定」とは、商品若しくは商品の類の指示又はサービス若しくはサービスの類の説明であって、それらに関して商標又は商標の登録使用者が登録されているか又は登録が意図されているものをいう。

手数料及び様式

規則 3 手数料

商標に関して納付する手数料とは、第 1 附則に規定するものをいう。

規則 4 様式

本規則にいう様式とは、第 4 附則に記載する様式をいい、その様式は、それらが適用されるすべての場合に使用されるものとし、かつ、他の場合に適応できるように登録官が指示するところにより変更されるものとする。

規則 5 (L.N. 146/2003 第 3 条により削除)

旧制度に基づく分類

規則 6 旧分類の維持

(1) 本条規則は、商品又はサービスがある分類制度に従って分類された後にその分類制度が改正され又は置き換えられた場合において、当該前の分類制度に従って分類された商品又はサービスについて登録された商標に関して適用する。

(2) (1) にいう商品又はサービスは、規則 7 に基づいて申請がされた場合を除き、新たな分類制度に従って再分類することを要しない。

規則 7 新分類制度への変更

(1) 規則 6 (1) にいう商標の登録所有者は、商標の登録対象である商品又はサービスが法第 6 条 (2) に従って分類されるように当該商品又はサービスの分類を手直しするよう申請することができる。

(2) 本条規則に基づく申請は、様式 TM 43 により登録官に対して行う。

(3) 登録官は、本条規則に基づく申請に関して如何なる変更を提案するかを決定し、法第 39 条 (3) に基づいて要求されるとおり当該提案を申請人に通知する。

- (4) 法第 39 条 (3) に基づいて要求される変更案の公表は、公報又はケニア官報において行う。
- (5) 変更案に対して異議申立を行うことを希望する者は、公表の日から 30 日以内に異議申立書を登録官に提出することによりこれを行う。
- (6) 異議申立書は、様式 TM 44 によるものとし、かつ、正副 2 通を提出する。
- (7) 異議申立書には、変更案が法第 39 条 (2) に反することを示す申立書正副 2 通を添える。
- (8) 登録官は、異議申立書及び添付申立書の写しを申請人に送付する。
- (9) 申請人は、申請人が異議申立について争う理由を十分に記載した反対陳述書を登録官に提出することができる。
- (10) 反対陳述書は、様式 TM 7 によるものとし、かつ、申請人が異議申立書を受領してから 30 日以内に正副 2 通により提出する。
- (11) 登録官は、証拠の提出を許容又は要求することができ、かつ、登録官がそう決定する場合は、登録官が与える指示に従うことを条件として、規則 49 から規則 52 までを準用する。
- (12) 登録官は、当該事項について決定を下す前に、何れかの当事者が聴聞される機会を請求する場合は、係る機会を全当事者に与える。
- (13) ある当事者が聴聞を受ける機会を請求した場合は、登録官は、当該事件における主張を聴聞する日を全当事者に通知する。
- (14) 指定する日は、通知の日から少なくとも 14 日後でなければならない。ただし、全当事者がそれより短い予告に同意する場合はこの限りでない。
- (15) 出頭する意図を有する当事者は、通知の受領から 7 日以内にその旨を様式 TM 8 により登録官に通知しなければならない。
- (16) 通知を受領した当事者で出頭する意図を有する旨を通知の受領から 7 日以内に様式 TM 8 により登録官に通知しなかったものは、聴聞を受けることを希望しないものとして取り扱うことができ、登録官はそれに応じて措置することができる。
- (17) 登録官は、次に掲げる場合は、分類を直す請求に応じるのに必要な記入を登録簿に行う。
- (a) 異議申立書が提出される前に異議申立書の提出期間が満了した場合、又は
- (b) 異議申立書は提出されたが、登録官が請求を許容する決定を下した場合
- (18) 登録官は、(17) に基づく記入を行った場合は、記入を行った日も記入する。
- (19) 本条規則に基づく如何なる記入も、商標の登録期間又は更新時期に影響を及ぼすものではない。

規則 8 (L.N. 146/2003 第 4 条により削除)

書類

規則 9 書類の寸法等

登録官が与える他の指示に従うことを条件として、すべての出願、通知、反対陳述書、表示が添付されている紙面又はその他の書類であって、法又は本規則により、庁又は登

録官若しくは裁判所に対して行い、差し置き、又は送付することを許可されているか又は要求されているものは、寸法が約 297 mm×約 210 mm の強靱な吸収性のない紙面によるものとし、かつ、その左方には 35 mm 以上の余白を置く。

規則 10 パートナーシップ、会社及び団体による書類の署名

(1) パートナーシップのために又はその代理として署名されるべき書類には、すべてのパートナーの完全名称が記載され、かつ、すべてのパートナー、パートナーシップの代理として署名する旨申し立てる何れかの適格のパートナー又は当該書類に署名する権限を有すると登録官が納得したその他の者により署名されなければならない。

(2) 法人のために又はその代理として署名されるべき書類は、当該法人の長、秘書役若しくは他の役員又は当該書類に署名する権限を有すると登録官が納得したその他の者により署名されなければならない。

(3) 社団のために又はその代理として署名されるべき書類は、正当に適格であると登録官が考える者が署名することができる。

規則 11 書類の送達

(1) すべての出願、通知、申立書、表示が添付されている紙面又はその他の書類であって、法又は本規則により、庁、登録官若しくは裁判所又はその他の者に対して行い、差し置き、又は送付することを許可されているか又は要求されているものは、料金前納郵便又は公式の支払済郵便で郵送することができる。

(2) そのように送付された出願は、当該郵便物が通常の郵便業務において配達されるであろう時に行われ、差し置かれ又は送付されたとみなされ、かつ、当該送付を証明するには、当該郵便物が適正に宛先を付され、郵便に託されたことを証明すれば足りる。

宛先

規則 12 宛先

(1) ある者が法又は本規則により登録官に宛先を届け出ることを義務付けられているときにおいて届け出る宛先は、すべての場合に、宛先を届け出た者の事業所を誰もが容易に見付けられるように、できる限り詳細でなければならない。

(2) 登録官は、宛先に街路の名称及び街路における敷地の番号を含めるよう要求することができる。

規則 13 送達宛先

(1) 登録官は、出願人、異議申立人若しくは代理人又は商標の登録所有者若しくは登録使用者であって、ケニアに居住するか又はケニアで業を営んでいないものに対し、ケニアにおける送達宛先を届け出るよう要求することができ、また、その宛先は、当該の事項に関連するすべての目的で、その者の現実の宛先として扱うことができる。

(2) 商標の登録所有者若しくは登録使用者又はそのような者として登録されようとしている者は、様式 TM 32 により、送達宛先を登録簿への記入のために届け出ることができ、かつ、当該宛先は、登録官により記入されることができる。

(3) 本条規則に基づく様式 TM 32 によるすべての出願は、例外的な事情において登録官が別段に許容した場合を除き、登録の出願人、登録所有者若しくは登録使用者により、又は係る出願の目的で明示的に授権された代理人により署名されなければならない。

(4) 送達宛先が登録簿に記入されない如何なる場合においても、登録官は、登録簿に記入されている登録所有者又は登録使用者の業務宛先を、当該登録に関連するすべての目的で、送達宛先として扱うことができる。

(5) 届け出られた宛先又は登録官によりこれらの送達宛先として扱われる宛先の当事者に宛てられた書面による通信は、適正に宛てられたものとみなす。

(6) 登録官は、登録簿に記入された送達宛先を継続して利用することができるか否かについて疑念が生じたときはいつでも、そのためにその宛先が記入された者に対し、登録簿中のその者の業務宛先に宛てた書状により、送達宛先を確認するよう要求することができ、かつ、係る要求の発出から 3 月以内に登録官が当該宛先の確認を受領しなかった場合は、登録官は、これを登録簿から抹消することができる。

代理人

規則 14 代理

(1) 本規則により別段に要求される場合を除き、法又は本規則により登録官又は裁判所に対して行うか又は提出することが要求されているか又は許容されている出願、請求又は通知並びに他のすべての通信であって、出願人又は係る請求を行なうか若しくは係る通知を提出する者と登録官又は裁判所との間のもの、及び商標の登録所有者又は登録使用者と登録官、裁判所又は他の何れかの者との間のものは、代理人により又は代理人を通じて署名し、行い又は提出することができる。

(2) 前記の出願人、請求を行ない又は通知を発出する者、所有者又は登録使用者は、法及び本規則に基づく登録官若しくは裁判所の下の又は登録官若しくは裁判所に影響を及ぼす手続又は事項において自己のために行動する代理人を、様式 TM 1 又は登録官若しくは裁判所が適切とみなすその他の様式によるその旨の権限授与書に署名してこれを登録官又は裁判所に送付することにより、選任することができる。

(3) 係る選任が行われた場合は、当該の手続又は事項に関する書類の代理人への送達は、そのように代理人を選任した者への送達とみなされ、当該の手続又は事項に関してその者に対して行うよう指示されたすべての通信は、代理人に宛てることができ、かつ、それらに関する登録官へのすべての対応は、代理人により又は代理人を通じて行うことができる。

(4) 特定の事件において、登録官は、出願人、異議申立人、所有者、登録使用者又はその他の者の自らの署名又は出頭を要求することができる。

登録可能な商標及び予備的助言(第 43 条)

規則 15 登録可能な商標

(1) 登録官は、次に掲げるものの何れかが表示されている標章の登録出願を受理することを拒絶することができる。

- (a) 「特許」、「特許された」、「登録された」、「登録意匠」、「著作権」、「著作権登録済み」若しくは「これを偽造することは偽造罪」との語句又は類似の趣旨の語句
 - (b) 外国の国家元首の表示又はその偽造物
 - (c) 「赤十字」又は「ジュネーブ十字」の語句及び赤色のジュネーブその他の十字若しくは赤字に白色若しくは赤地に銀色のスイス連邦十字の表示又は類似の色彩によるそのような表示
- (2) (1) (c) において言及されている色彩の何れでもない色彩による十字の表示について登録出願が行われている商標がある場合は、登録官は、出願人に対し、受理の 1 条件として、赤色の十字形を、若しくは赤地に白色の若しくは赤地に銀色の十字形を、又は類似の色彩の十字形を使用しないと約束するよう要求することができる。

規則 16 旗，記章，紋章等

次に掲げるものの何れかの形の表示又は錯誤を生じさせる虞があるほど係る表示に類似している図形は、次に掲げるものについて登録が出願されている商標に示してはならない。

- (a) 管轄当局の書面による許可がない場合において、国の旗、記章及び名称法第 2 条にいう特定の記章、特定の肖像又は特定の名称
- (b) 管轄当局の書面による許可がない場合において、大統領が制定した勲章若しくは褒章又はそれらの名称若しくはその略称
- (c) 外国又は国際政府間機関の紋章、標章又は旗
- (d) 外国の勲章若しくは褒章又はその名称若しくはその略称
- (e) 国際政府間期間の名称又はその略称

規則 17 市の紋章等

市、自治区、町、場所、団体、法人、機関又は個人の紋章、標章、騎士道勲章、勲章又は旗の形での表示が標章に示される場合は、登録官は、その標章を登録する手続を進める前に、その登録及びこれらの記章の使用に対する同意を、同意を与える資格を有すると登録官が考える官吏又はその他の者から与えられることを要求することができる、その同意がない場合は、登録官は、その標章を登録することを拒絶することができる。

規則 18 生きている者又は最近死亡した者

ある者の名称又は肖像が商標に示される場合は、登録官は、その標章を登録する手続を進める前に、同人からの同意を、また最近死亡した者の場合はその法定代理人から同意を与えられることを要求することができる、その同意がない場合は、登録官は、その標章の登録を拒絶することができる。

規則 19 商標に示された商品又はサービスの名称及び説明

- (1) 商品の名称若しくは説明又はサービスの名称若しくは説明が商標に示されている場合は、登録官は、そのように名付けられるか又は説明される商品又はサービス以外の商品又はサービスに関して係る標章の登録を拒絶することができる。
- (2) 商品の名称若しくは説明又はサービスの名称若しくは説明が商標に示されている場

合において使用される名称又は説明がこれと異なるときは、登録官は、これらの商品又はサービス及び他の商品又はサービスとについてのその標章の登録を許可することができ、その場合は、出願人は、その出願において、その名称又は説明は、その名称又は説明を付された商品又はサービス以外の商品又はサービスで当該指定の対象であるものにその標章が使用されたときは変わる旨を表示しなければならない。

規則 20 識別性についての登録官による予備的助言

(1) 商品又はサービスに関して商標の登録を出願することを意図する者は、その商標が、登録官にとって一見したところで法第 12 条の意味において当該商品若しくはサービスを識別するのに本来的に適しているか又は法第 13 条にいう意味で当該商品若しくはサービスを識別することができると考えられるか否かについて登録官に助言を求めることができる。

(1A) (1) に基づく申請は、様式 TM 27 によるものとし、かつ、商標の表示を正副 2 通添えなければならない。

(2) 出願日に納付した手数料の払戻を受ける目的での法第 43 条 (3) に基づく商標登録出願取下の通知は、登録官の異論の通知の日から 2 月以内に書面により提出するものとする。

商標の登録出願

規則 21 出願の様式

(1) 商標登録に係る登録官への出願は、様式 TM 2 によるものとし、かつ、出願人又はその代理人により署名されなければならない。

(2) 法第 65 条に基づく優先権を主張するすべての出願に英国又は外国における出願の日を記載するものとし、出願人は、その国の登録官又は他の登録当局による証明書を提出するか又は別の方法で、当該国で行ったか若しくは行ったとみなされる出願を登録官に納得の行くように証明しなければならない。

(3) ある類に含まれるすべての商品若しくはサービス又は多くの種類の商品若しくはサービスに関する登録出願の場合は、登録官は、その出願の受理を拒絶することができる。ただし、出願人が行ったか又は登録された場合は行うことを意図しているその標章の使用により当該指定が正当化されることについて登録官が納得した場合を除く。

(4) 立体商標の登録出願には、その旨の申立を含める。

(5) 色彩が要素として主張されている商標の登録出願には、その旨の申立を含める。

(6) その図形的形状とは無関係に語を含む商標の登録出願には、その旨の申立を含める。

(7) 商標登録出願の複数の類の商品又はサービスに関する指定においては、法第 6 条 (2) にいう分類に示されているのと同一の順序で類を記載する。

規則 22 標章の表示

(1) すべての標章登録出願には、出願様式にその目的で設ける個所に当該標章の表示を含める。

(2) 表示が当該個所の大きさを超える場合は、その表示を亜麻布、透写布又は登録官が

適当と認めるその他の材料の上に貼る。台紙の一部は当該個所に貼るものとするが、残部は折り曲げて差し支えない。

規則 23 及び規則 24 (L.N. 146/2003 第 7 条により削除)

規則 25 別個の出願

異なる類における同一の標章の登録出願は、別個の出願として扱われ、かつ、商標が、規則 6 に基づく指定の変更によるか又はその他によるかを問わず、複数の類の商品又はサービスに関して同一の番号の下で登録されている場合は、それぞれ別個の類に含まれる商品又はサービスに関する登録は、法のすべての目的で、別個の登録であるものとみなされる。

規則 26 満足な表示

登録官は、商標の表示に不満がある場合は、出願に係る手続を進める前に、いつでも、自己に満足に行く他の表示を提出するよう要求することができる。

規則 27 例外的な場合における商標の見本

(1) 図面又はその他の表示若しくは見本を本規則に規定するとおりに提出することができない場合は、当該商標の見本又は写しを、現尺又は縮尺で、かつ、登録官が最も便宜と考える形で提出することができる。

(2) 例外的な場合において、登録官はまた、表示により便宜に示すことができない商標の見本又は写しを庁に保管することができ、かつ、登録簿において自己が適切と考える態様でそれに言及することができる。

規則 28 連続商標

法第 24 条 (3) に基づく連続商標の登録に係る出願が行われた場合は、その連続中の各商標の表示を出願に含めるものとする。

規則 29 翻字及び翻訳

(1) 商標にローマ字以外の文字による語が含まれる場合は、登録官が別段の指示をしたときを除き、それぞれの語について登録官の納得の行くような十分な翻字文及び翻訳を出願様式に記入しなければならず、かつ、すべての係る記入には、当該語が属する言語を示し、出願人又はその代理人が署名するものとする。

(2) 商標に英語以外の言語による語が含まれる場合は、登録官は、その正確な翻訳及びその言語の名称を求めることができ、かつ、登録官が要求する場合は、翻訳及び名称もそのように記入され、署名されなければならない。

規則 29A 商品又はサービスの追加に係る申請

(1) 登録商標の所有者は、商標登録の対象となっている商品又はサービスに商品又はサービス（ほかの類に属する商品又はサービスを含む）を追加するよう登録官に申請することができる。

(2) 商標登録出願人は、商標登録の対象とされる商品又はサービスに商品又はサービス（他の類に属する商品又はサービスを含む）を追加するために出願を訂正するよう登録官に申請することができる。

(3) 本条規則に基づく申請は、様式 TM 55 によるものとする。

(4) 本規則は、本条規則に基づく申請が商標登録出願であるものとして、係る申請に関して準用する。

商標登録出願の受領に関する手続

規則 30 調査

登録官は、ある商品又はサービスに関して商標登録出願を受領したときは、

(a) 商品に係る出願の場合は、同一の商品について若しくは同一の種類の商品について、又は当該商品若しくは当該種類の商品に関連するサービス若しくは種類のサービスに関して、また、

(b) サービスに係る出願の場合は、同一のサービスについて若しくは同一の種類の商品について、又は当該種類のサービスに関連する商品若しくは種類の商品に関して、出願されている標章と同一の、又は出願されている標章が誤認若しくは混同を生じさせる虞があるほどそれに類似している標章が記録されているか否かを確認する目的で、登録標章及び係属中の出願について調査を行わせるものとし、かつ、登録官は、当該出願の受理前いつでも当該調査を再び行わせることができるが、そうする義務はない。

規則 31 出願に関する登録官の権限

調査並びに当該出願及び使用若しくは識別性の証拠又は出願人が提出できるか若しくは提出を要求されるその他の事項の検討の後、登録官は、出願を無条件に受理することができる、又はそれに異論を唱えることができ、又は登録官が課することを適正と考える条件、訂正、権利の部分放棄、変更又は制限に従うことを条件として、それを受理する意図を表明することができる。

規則 32 登録官による異論

登録官は、出願に異論を唱えた場合は、出願人にその異論について書面により通知するものとし、90 日以内に出願人が聴聞を申請するか又は当該異論に対して応答を書面により行った場合を除き、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。

規則 33 登録官による条件

(1) 登録官は、何れかの条件、補正、権利の部分放棄、変更又は制限が守られることを条件として出願を受理する場合は、その意図を出願人に書面により伝達するものとし、また、出願人がその条件、補正、権利の部分放棄、変更又は制限に異論を有する場合は、出願人は、前記の伝達の日から 90 日以内に、聴聞を申請するか又は異論を書面により伝達しなければならず、そうでない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。

(2) 出願人は、前記の条件、補正、権利の部分放棄、変更又は制限に異論を有さない場合は、登録官の伝達の受領の日から 30 日以内に登録官に対しその旨を書面により通知し、

かつ、出願をそれに応じて変更しなければならない。

規則 34 登録官の決定

(1) 規則 32 若しくは規則 33 に基づく聴聞においての登録官の決定又は出願人が異論若しくは応答を書面により適正に伝達し、かつ、聴聞を受けることを希望しない旨を申し立てた場合は聴聞なしでの登録官の決定は、出願人に書面により伝達されるものとし、出願人は、当該決定に対し異論を有する場合は、当該決定の受領の日から 30 日以内に様式 TM 4 により申請することにより、登録官に対し、その決定の理由及びその決定に至る上で登録官が利用した資料について陳述するよう要求することができる。

(2) 出願人が異論を有さない要求を登録官が行った場合は、登録官が陳述書を発出する前に出願人はそれに従うものとする。また、陳述書が出願人に送付された日は、審判請求の目的で登録官の決定の日であるものとみなされる。

規則 35 権利の部分放棄

登録官は、出願人に対し、その標章が登録された場合に公衆が一般に出願人の権利がどのようなものになるかを理解できるようにするために、登録官が適切と考える権利の部分放棄を出願に挿入するよう求めることができる。

防護商標

規則 36 法第 30 条に基づく出願

(1) 法第 30 条に基づく防護商標の登録に係る登録官への出願は様式 TM 2 によるものとし、かつ、出願を裏付けるのに出願人が依拠する事実の詳細事項を記載した主張申立書であって出願人又はその目的で登録官が承認したその他の者が行った誓約書により確認されたものを添えなければならない。

(2) 出願人は、登録官が請求した後であるかそうでないかに拘らず、この宣言書と共に又はその後、提示することを希望するその他の証拠を提出することができ、登録官は、当該出願に関して決定する前に、証拠全体を検討するものとする。

(3) 本規則は、その他のすべての点において、かつ、適切でありかつ別段の定めがない場合において、通常の商標の登録出願に適用されると同様、前記の出願に適用される。

証明商標

規則 37 法第 40 条に基づく出願

法第 40 条に基づく証明商標の登録に係る登録官への出願は様式 TM 2 によるものとする。

規則 38 手続続行の許可

本規則は、通常の商標の登録出願に適用されると同様、規則 37 に基づく出願に適用する。ただし、出願人は、規則 32 又は規則 33 の状況において聴聞を申請しないか又は書面により応答しない場合でも、出願を放棄したものとみなされることはない。

規則 39 主張, 規則案

(1) 出願人は、出願と共に又は登録官に要求された時に、出願を裏付けるのに依拠する理由を記載した主張書及び当該標章の使用に適用される規則案を、すべて 2 通により登録官に送付する。

(2) 登録官は、当該主張書の十分性又は当該規則案の適切性に関して自己が有する意見を出願人に伝達することができ、出願人は、これらの書類を変更することができる。

規則 40 規則及び出願の公開閲覧

登録官が当該出願を受理する決定を下した場合は、登録官が承認した標章の使用に適用するための規則及び出願様式は、公衆の閲覧に公開される。

規則 41 登録官の拒絶

登録官は、規則を受理することを拒絶するか又は条件、制限、補正又は変更に従うことを条件として規則を受理する決定を下した場合は、自己の異論を書面により出願人に通知するものとし、かつ、要求された場合は、出願人を聴聞する。

出願の公表

規則 42 出願の公表

(1) 商標登録出願は、登録官が指示する態様により、公報又はケニア官報において公表される。

(1A) (1) に基づいて公表された出願が取り下げられた場合は、当該取下は、登録官が指示する態様により、公報又はケニア官報において公表される。

(2) 出願人が他の商標の登録所有者又は他の出願人の意図されている登録に対する同意書を提出した後にのみ登録官が手続を進める出願の場合は、公表において「同意により」の語を示すものとする。

(3) 出願の公表に当該商標の表示が含まれていない場合は、登録官は、公表において、当該商標の見本又は表示が展示のために置かれる場所を示すものとする。

規則 43 出願人からの表示又は情報

登録官は、商標を公告する目的で、適切な時期に、次に掲げるものを提供するように出願人に要求することができる。

(a) 登録官に満足のいく、商標の 10 以下の印刷された表示、又は

(b) 登録官が要求する、商標を公表するためのその他の情報又は方法

規則 44 連続商標の公表

出願が法第 24 条 (3) にいう細目に関して相互に異なる連続商標に関わるものである場合は、次の規定を適用する。

(a) 連続商標の各商標に関して規則 43 を適用する。

(b) 登録官は、連続商標の各商標の表示を公表する代わりに、これらの商標が相互に異なる態様を説明する記述を公表に含めることができる。

規則 45 法第 21 条 (10) 並びに法第 38 条 (2) 及び (4) に基づく公表

法第 21 条 (10) 並びに法第 38 条 (2) 及び (4) に基づく公表は、登録出願の公告と同一の態様により行われるものとし、かつ、規則 42 から規則 44 まで及び規則 45A が準用される

規則 45A 公表の費用

出願人は、出願に関する公表が行われる前に公表の費用を納付する。

登録に対する異議申立

規則 46 異議申立

何人も、商標登録出願の公報又はケニア官報における公表の日から 60 日以内に、当該登録に対する異議を様式 TM 6 により登録官に申し立てることができる。

規則 47 異議申立書

- (1) 申立書には、異議申立者が登録に反対する理由の陳述を含める。
- (2) 当該標章が既に登録簿にある標章に類似するとの理由で登録に異議が申し立てられている場合は、申立書には次に掲げるものを記載する。
 - (a) 前記の他の標章の番号
 - (b) 前記の他の標章が公告された公報又はケニア官報への言及
- (3) 申立書には写しを添えるものとし、登録官はこれを直ちに申立人に送付する。

規則 48 反対陳述書

- (1) 出願人は、前記の写しの受領から 42 日以内に、出願を裏付けるものとして依拠する理由を記載した様式 TM 7 による反対陳述書を登録官に送付するものとする。
- (2) 出願人は、異議申立書中で申し立てられている事実で自己が認めるものがあれば、それについても記載する。
- (3) 反対陳述書には写しを添える。
- (4) 登録官は、反対陳述書及び写しを受領したときは、直ちに写しを異議申立人に送付する。

規則 49 異議申立を裏付ける証拠

- (1) 異議申立人は、反対陳述書の写しの受領から 42 日以内に、異議申立の裏付として提示することを希望する誓約書による証拠を登録官に差し置くものとする。
- (2) 誓約書は、2 通によるものとする。
- (3) 登録官は、誓約書及び写しを受領したときは、直ちに写しを出願人に送付する。

規則 50 出願を裏付ける証拠

- (1) 出願人は、規則 49 に基づいて異議申立人の誓約書を受領してから 42 日以内に、出願の裏付として提示することを希望する誓約書による証拠を登録官に差し置くものとする。

る。

(2) 法定誓約書は、2通によるものとする。

(3) 登録官は、法定誓約書及び写しを受領したときは、直ちに写しを異議申立人に送付する。

規則 51 異議申立人による応答証拠

(1) 異議申立人は、規則 50 に基づいて出願人の法定誓約書を受領してから 30 日以内に、厳に応答事項に限定した誓約書による証拠を登録官に差し置くことができる。

(2) 法定誓約書は、2通によるものとする。

(3) 登録官は、法定誓約書及び写しを受領したときは、直ちに写しを出願人に送付する。

規則 52 後続の証拠

何れの側にも後続の証拠を差し置いてはならないものとするが、登録官の下の手続においては、登録官は、いつでも、出願人又は異議申立人に対し、登録官が適切と考える費用その他に関する条件に基づいて証拠を差し置く許可を与えることができる。

規則 52A 出願又は異議申立の放棄

出願人又は異議申立人が、規則 48 から規則 50 までに規定された期間内に要求された反対陳述書又は裏付証拠を提出しない場合は、当該出願又は異議申立は放棄されたものとみなされ、登録官は、費用を裁定する手続を進めることができる。

規則 53 証拠物

(1) 異議申立において提出された宣言書に証拠物がある場合には、係る証拠物の写し又は模写を他方当事者にその請求及びその費用により送付するものとし、また、係る写し又は模写を提供することが便宜でない場合は、原本を登録官のところに残し閲覧できるようにする。

(2) 原証拠物は、登録官が別段の指示をした場合を除き、聴聞において提示される。

規則 54 聴聞

(1) 登録官は、証拠が揃ったときは、事件における主張を聴聞する日を全当事者に通知する。

(2) 通知の日から少なくとも 14 日後の日を指定するものとする。

(3) 出頭する意図を有する当事者は、通知の受領から 7 日以内に、その旨を様式 TM 8 により登録官に通知する。

(4) 通知を受領した当事者で通知の受領から 7 日以内に様式 TM 8 により前記のように登録官に通知しなかったものは、聴聞を受けることを希望しないものとして扱うことができ、登録官は、それに則して措置することができる。

規則 55 (L.N. 146/2003 第 24 条により削除)

規則 56 費用に係る保証金

異議申立書を提出した当事者又は係る申立書の写しの受領後反対陳述書を送付した出願人がケニアに居住もせず、ケニアで事業を行ってもいない場合は、登録官は、その者に対し、登録官の下の手続の費用について、登録官が適正と考えるような額の保証金を登録官が適切と考えるような形で供託するよう要求することができ、かつ、異議申立手続の如何なる段階においても、当該事件における登録官の決定前の何れかの時に追加の保証金を供託するよう要求することができる。

規則 57 争われない事件の費用

異議申立が出願人により争われない場合は、登録官は、異議申立人に費用を裁定するべきか否かを決定する際、異議申立書が提出される前に合理的な通知が異議申立人から出願人に提出されていたならば手続は避け得られたか否かを考慮するものとする。

規則 58 (L.N. 146/2003 第 25 条により削除)

未完了

規則 59 登録の未完了

(1) 商標登録が出願人の懈怠の理由により出願日から 12 月以内に完了しなかった場合は、登録官は、様式 TM 9A により、出願人に対し、その業務宛先に宛てて当該未完了について通知するものとするが、出願人が出願の目的で代理人に授権している場合は、登録官は、その代わりに代理人に通知を送付するものとし、かつ、その写しを出願人に送付する。

(2) 通知が送付された日から 14 日後又は登録官が許容する更に遅い時期に登録が完了していない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

登録簿への記入及び連合標章

規則 60 登録簿への記入

(1) 商標登録出願の公報又はケニア官報における公告の日から 60 日の経過後できる限り速やかに、登録官は、異議申立及びそれについての決定並びに法第 22 条 (1) の規定に従うことを条件として、かつ、所定の手数料の納付を俟って、当該商標を登録日に記入する。

(2) 登録簿への商標の記入に際しては、登録日、商標登録の対象である商品又はサービス並びに所有者の業務、知的職業、職業の詳細若しくはその他の説明、出願様式に記入されている所有者の事業の詳細、登録の範囲及び登録により与えられる権利に影響を及ぼす事項の詳細並びに規定されているその他の詳細を記載する。

(3) 意図されている登録に対する他の商標の登録所有者又は他の登録出願人の同意書を出願人が提出するのを俟って登録官が受理した出願の場合は、登録簿への記入においては、それが「同意による」ものである旨を記載するものとし、かつ、先の登録又は登録出願の番号を示すものとする。

規則 61 効力を失った連合を表示する注記

廃止される前の法第 26 条に基づいて他の商標と連合していた商標のために記載された登録簿への注記は効力を有さない。

規則 62 登録前の出願人の死亡

商標登録出願人が、出願日の後、出願された商標が登録簿に記入される前に死亡した場合は、登録官は、所定の公表期間の満了及び出願に対する異議申立の決着の後、出願人の死亡を確認したときは、所有者が登録官に納得の行くように証明されることを条件として、死亡した出願人の氏名の代わりに、商標を所有する者の氏名、宛先及び説明を登録簿に記入することができる。

規則 63 登録証

商標が登録されたとき、登録官は、様式 TM 10A による証明書を出願人に交付し、かつ、それに当該標章の写しを添付する。

更新

規則 64 登録の更新

(1) 商標の最後の登録の満了前 90 日以内のいつでも、何人も、当該標章の登録の更新に係る手数料を様式 TM 10 をもって庁に差し置くことができ、当該人が登録所有者でない場合は、自己は登録所有者から当該手数料を納付するよう指示されている旨の当該様式による申立書に署名し(それが該当する場合に限る)、かつ、その宛先を表示するものとする。

(2) 登録官は、更なる措置をとる前に、次に掲げる何れかのことをすることができる。

(a) 手数料を差し置いた者に対し、登録所有者により署名された手数料を納付するための授權書を 10 日以内に提出するよう要求すること。当該人が当該授權書を提出しない場合は、当該手数料を返還してそれを受領しなかったものとして扱うことができる。

(b) 手数料を受領した旨及びそのうち登録が更新される旨を登録所有者に伝達すること

規則 65 登録簿からの商標抹消前の通知

標章の最後の登録の満了前 30 日以上 60 日以下の日に手数料が様式 TM 10 をもって受領されていない場合は、登録官は、満了が近付いている旨を登録所有者に書面により通知する。

規則 66 2 度目の通知

標章の最後の登録の満了前 14 日以上 30 日以下の時期に更新手数料が受領されていない場合は、登録官は、登録所有者に対し、その業務宛先及び存在する場合はその送達宛先で、書面により通知することができる。

規則 67 不納の公告

標章の最後の登録の満了日に更新手数料が納付されていない場合は、登録官は、その事実を直ちに公報又はケニア官報において公表し、かつ、当該公表から 1 月以内に様式 TM 10 をもって更新手数料が追加の所定遅延更新手数料と共に受領された場合は、登録官は、当該標章を登録簿から抹消することなく登録を更新することができる。

規則 68 登録簿からの商標の抹消

規則 67 に基づく公表から 30 日の満了時に当該規則にいう手数料が納付されていない場合は、登録官は、当該標章を最後の登録の満了の日をもって登録簿から抹消することができるが、更新手数料が様式 TM 10 をもって追加の所定回復手数料と共に納付することが、登録官が適切とし、納得する場合は、当該標章を登録簿に回復することができる。

規則 69 標章抹消の記録

商標が登録簿から抹消された場合は、登録官は、抹消及びその理由の記録を登録簿に記入させる。

規則 70 更新及び回復の通知及び公表

登録の更新又は回復及び更新があったときは、その旨の通知を登録所有者に送付し、かつ、更新又は回復及び更新を公報又はケニア官報において公表する。

譲渡及び移転

規則 71 譲渡又は移転の記入申請

譲渡又は移転により登録商標に対する権原を取得した者は、様式 TM 14 により、その権原を登録するよう登録官に申請することができる。

規則 72 (L.N. 146/2003 第 34 条により削除)

規則 73 申請に記載する細目

- (1) 規則 71 に基づく申請には、権原を有する旨を主張する者の名称、業務宛先及び説明を記載するものとし、かつ、存在する場合は、当該人の主張の基礎である証書の写しを添える。
- (2) パートナーシップのすべてのパートナーの完全名称を申請書の本体に示さなければならない。
- (3) 登録官は、如何なる事件においても、権原の証拠として検認のために提出された証書の認証謄本を要求し又は留め置くことができるが、当該写しは、公衆の閲覧には開放しない。

規則 74 申請に伴う主張

自己の権原の登録を申請する者が、それ自体でその権原の証拠を提示することができる書類又は証書に基づいて何らの主張も行わない場合は、当該人は、登録官が別段の指示

をする場合を除いて、当該申請に基づいて又は当該申請により、当該商標の所有者であるとの主張の基礎である事実の全詳細を示し、かつ、当該商標の譲渡又は移転を受けたことを示す主張を申し立てるものとする。また、登録官がそのように要求する場合は、当該主張は誓約書により証明されなければならない。

規則 75 権原の証拠

登録官は、登録商標の登録所有者として登録されるよう申請する者に対し、登録官が納得するために必要とする権原の証拠又は追加の証拠を求めることができる。

規則 76 営業権なしの譲渡の記入請求

(1) ある商品又はサービスに関する商標の指定日以後の譲渡に関する規則 71 に基づく申請には、次に掲げることについて記載する。

(a) 譲渡の時点で、当該商標が前記の商品又はサービスの何れかに係る業務において使用されていたか否か

(b) 譲渡が前記の業務の営業権との関連なしに行われたか否か

また、前記の両方の状況が存在していた場合は、申請人は、法第 25 条 (7) 及び本規則の規則 80 に基づく申請により得た譲渡の公表に係る登録官の指示の写し及び登録官が要求する、登録官の指示が履行された旨の、公表の写しを含むか又は含まない証拠を登録官に差し置くものとする。また、登録官が、その指示が履行されたことについて納得しない場合は、登録官は、申請についての手続を進めない。

(2) 法第 32 条 (4) の適用上、法人を後続の所有者として登録することができる期間は、公報又はケニア官報における登録の公表日から 6 月とする。

規則 77 登録簿への記入

登録官は、登録されるよう主張する者の権原について納得した場合は、関係する商品又はサービスに関する商標の所有者としてその者を登録させるものとし、かつ、その者の名称、業務宛先及び説明並びに当該譲渡又は移転の詳細を登録簿に記入する。

規則 78 別個の登録

規則 71 に基づく申請により、かつ、ある登録に係る商品若しくはサービスの分割及び分離又は場所若しくは市場の分割及び分離の結果として、異なる者たちがある商標の後続の所有者として同一の公の番号の下に別個に登録された場合は、こうして生じた異なる者たちの名義での別個の登録のそれぞれは、法のすべての適用上、別個の登録であるものとみなす。

規則 79 一定の譲渡及び移転に関する登録官の承認証明書

(1) 法第 25 条 (5) に基づく登録官の承認証明書又は同法同条 (6) にいう登録官の承認通知書を取得することを希望する者は、様式 TM 39 又は場合に応じ様式 TM 40 による申請を添えて、事情を記載した事件陳述書 2 通及び当該譲渡又は移転を生じさせる証書又は意図される証書の写しを登録官に送付する。

(2) 登録官は、自己が必要と認める証拠又は更なる情報を求めることができ、また、事

件陳述書は、すべての関係する事情を含めるよう要求された場合は補正されなければならない。かつ、要求された場合は、法定誓約書により証明されなければならない。

(3) 登録官は、請求された場合は出願人及び当該移転に利害関係を有すると登録官が認めるその他の者を聴聞した後、当該事項を検討し、当該移転に関する証明書又は当該移転の承認若しくは場合に依り不承認の通知書を交付する。

(4) 事件陳述書が補正された場合は、その最終的な形での公正な写し 2 通を登録官に差し置くものとする。

(5) 登録官は、最終的な形での事件陳述書の写しを証明書又は通知書に添付する。

規則 80 使用中の商標の営業権なしの譲渡の公告に係る登録官の指示

(1) 譲受人は、法第 25 条 (7) に基づく登録官への申請を様式 TM 41 により行うものとし、かつ、申請には当該譲渡が行われた日を記載する。

(2) 申請には、登録商標の場合は当該登録の詳細を記載し、未登録商標の場合は、当該標章を示すと共に、第 25 条 (3) に従ってそれと共に譲渡された登録商標の詳細を記載する。

(3) 登録官は、何れの証拠又は更なる情報も要求することができ、かつ、様々な事項に関して納得した場合は、譲渡の表に関して書面による指示を発出する。

(4) 登録官は、第 25 条 (6) が適用される場合において係る申請を検討することを拒絶することができる。ただし、登録官の承認が前掲の項に基づいて得られ、かつ、登録官の承認通知書を特定する文言が申請に含まれている場合を除く。

(5) (L.N. 146/2003 第 40 条により削除)

宛先の変更

規則 81 登録簿における宛先の変更

(1) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、その業務宛先が変わったために登録簿中の記入事項が不正確になったものは、直ちに、登録簿中の宛先を適切に変更するよう、登録官に対し様式 TM 17 により請求しなければならない。登録官は、当該事項に納得している場合は、それに則して登録簿を変更する。

(2) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、登録簿に記入されたケニアにおけるその送達宛先が、係る宛先の不継続によるか否かを問わず変わったために登録簿中の記入事項が不正確になったものは、直ちに、登録簿中の宛先を適切に変更するよう、登録官に対し様式 TM 32 により請求しなければならない。登録官は、当該事項に納得している場合は、それに則して登録簿を変更する。

(3) 商標の登録所有者又は登録使用者であって、その登録業務宛先又は送達宛先が公の当局により変更されたために以前と同じ建物が変更後の宛先により示されることとなるものは、登録官に対しその変更請求をすることができるが、その場合は、手数料を納付することを要さず、かつ、当該人がそうする場合は、当該人は、当該当局から交付された変更証明書を登録官に差し置くものとする。また、登録官は、当該事件の事実について納得した場合は、それに則して登録簿を変更する。

(4) 複数の登録商標所有者又は登録商標使用者の送達宛先として登録簿に記入されたあ

る者の宛先の変更の場合において、登録官は、当該宛先が申請人の宛先であるとの証拠に基づき、かつ、そうすることが適正であることについて納得したときは、複数の登録における送達宛先としての当該人の宛先の記入事項の適切な変更を求める主張に適合するように補正した様式 TM 32 による当該人からの申請（その詳細は当該様式において示す）を受理することができ、かつ、それに則して記入事項を変更することができる。

(5) 本条規則に基づく様式 TM 32 によるすべての申請は、登録所有者若しくは場合に応じ登録使用者又は係る申請の目的でこれらから明示的に授権された代理人により署名されなければならない。ただし、例外的な事情において登録官が別段に許容した場合を除く。

更正に係る登録官に対する申請（第 29 条，第 30 条，第 35 条及び第 36 条）

規則 82 登録簿の商標の更正又は抹消に係る申請

(1) 法第 29 条，第 30 条，第 35 条及び第 36 条の何れかに基づく登録簿の記入事項に係る記載，抹消又は変更を求める登録官への申請は，様式 TM 25 により行うものとし，かつ，申請人の利害関係，申請人の主張の基礎である事実及び申請人が求める救済の内容を詳細に記載した申立書を添える。

(2) 申請には，申請の写し及び申立書の写しを添えるものとし，かつ，登録官は，直ちに，当該写しを登録所有者に送付する。

規則 83 更なる手続

規則 48 から規則 57 までを，必要な変更及び次に規定する具体的な変更を加えた上で，様式 TM 25 による申請に関する更なる手続に関して準用する。

(a) 申請人への言及は登録所有者への言及であるものとみなし，異議申立人への言及は規則 25 に基づく申請を行う者への言及であるものとみなす。

(b) 登録官は，登録所有者が反対陳述書を提出していないとの理由のみによって登録簿を更正しても当該標章を登録簿から抹消してもならない。

規則 84 第三者による訴訟参加

(1) 様式 TM 25 による申請の対象である登録商標に対する利害関係を申し立てる登録所有者以外の何人も，様式 TM 26 により，同様式に自己の利害関係の内容を記載して，訴訟参加の許可を登録官に申請することができ，登録官は，(そのように請求された場合は) 関係当事者を聴聞した後，登録官が適切とみなす条件に基づいて，許可を拒絶するか又は与える。

(2) 登録官は，訴訟参加の許可に係る申請を何らかの方法で処理する前に，申請人に対し，当該事情において登録官が何れかの当事者に認定することがある費用を支払う約束をするよう要求することができる。

登録商標の権利放棄

規則 84A 権利放棄の申請

- (1) 法第 36A 条 (1) に基づく登録商標の権利放棄に係る申請は、次に規定するところにより登録官に対して行うものとする。
- (a) 権利放棄が当該商標の登録の対象である商品又はサービスの全部に関するものである場合は、様式 TM 21 による。また、
- (b) 権利放棄が当該商標の登録の対象である商品又はサービスの一部に関するものである場合は、様式 TM 22 による。
- (2) (1) に基づく申請には、
- (a) 登録された権利を当該商標に有する者それぞれの名称及び宛先を記載し、かつ、
- (b) (a) にいう者それぞれが、
- (i) 申請が行われる少なくとも 90 日前に、意図される権利放棄の通知を受けているか、又は
- (ii) 権利放棄による影響をこうむらないか若しくは権利放棄に同意している旨の所有者による証明を含めるものとする。
- (3) 登録官は、登録簿に適切な記入を行った後、権利放棄の告知を公報又はケニア官報において公告する。

訂正、変更、取消若しくは商品の抹消による登録簿の変更又は権利の部分放棄、付記若しくは注記の記入に係る申請 (第 37 条 (1))

規則 85 第 37 条 (1) に基づく申請

- (1) 商標の登録所有者又は自己が登録所有者の名義で行動する権限を有する旨を登録官に納得させた者は、訂正若しくは変更による登録簿の変更又は権利の部分放棄若しくは付記の記入に係る法第 37 条 (1) に基づく登録官に対する申請を行うことができる。
- (2) 法第 37 条 (1) (a), (b) 又は (e) に基づく申請は、適宜様式 TM 17, TM 19, TM 20, TM 23 又は TM 32 によるものとする。
- (3) 法第 37 条 (1) (c) 又は (d) に基づく申請は、規則 84A に従って行うものとする。
- (4) 確実を期するために、登録所有者が他の法人と合併し、当該合併から生じた法人が異なる名称を持つこととなる場合には、登録所有者の名称を変更するために様式 TM 20 を使用することができる。

規則 86 証拠

規則 85 のような申請の場合は、登録官は、当該申請が行われる事情に適切と考える法定誓約書又はその他による証拠を要求することができる。

規則 87 一定の申請の公表

商標に関する権利の部分放棄又は付記の記入に係る様式 TM 23 による申請が行われた場合は、登録官は、当該申請に決定を下す前に公報又はケニア官報に当該申請を公表して、希望する者が当該公告から 30 日以内に当該権利の部分放棄又は付記の記入を行うことに反対する理由を書面により申し立てることができるようにするものとする。

規則 88 有効性の認証の注記

裁判所が登録商標の有効性に関し法第 47 条に基づいて認証した場合は、その登録所有者は、登録簿への記入事項に、手続（その名称を後掲の様式に示すものとする）の過程で有効性証明書が付与された旨の注記を付加するよう様式 TM 47 により登録官に請求することができる。証明書の公認謄本を当該請求に添えて送付するものとし、登録官は、登録簿にそのように注記し、かつ、公報又はケニア官報においてその注記を公表する。

登録商標の変更に係る申請

規則 89 登録商標の変更

ある者が、法第 38 条に基づいてその商標に追加又は変更を施すよう申請することを希望する場合は、当該人は、その申請を様式 TM 24 による書面で行うものとする。

規則 90 決定前の公表

- (1) 登録官は、申請を検討し、かつ、それが適切であると考えられる場合は、規則 45 に従って当該申請を公表するものとし、かつ、規則 43、規則 44 及び規則 45A が準用される。
- (2) 何人も、申請の公表の日から 30 日以内に、様式 TM 6 により、申請に対する異議申立書を登録官に提出することができ、かつ、規則 47 から規則 57 までが準用される。
- (3) 登録官は、前記の申立書の写し及び反論理由の陳述の写しを申請人に送付するものとし、かつ、更なる手続には規則 48 から規則 57 までが準用される。また、疑義がある場合は、何れの当事者も、登録官に指示を求めることができる。

規則 91 登録官の決定

登録官は、申請を許容する決定を下した場合は、登録簿の当該標章に追加又は変更を施すものとし、かつ、追加又は変更を施された標章が規則 90 に基づいて公表されていなかった場合は、それを公報又はケニア官報において公表するものとし、また、何れの場合でも、当該標章が変更されている旨の告示を官報に載せるものとする。

規則 92 公表

登録官は、商標への追加又は商標の変更を説明する公表が当該事項の利害関係者に理解されそうにないと考えられる場合は、規則 43 に基づく要求を行うことができる。

証明商標の記入事項の更正に係る裁判所命令及び規約

規則 93 裁判所による証明商標の記入事項の更正

不服がある者が裁判所に対して行った法第 1 附則第 4 項にいう理由の何れかに基づく、登録簿への証明商標の若しくは証明商標に関する記入の抹消若しくは変更又は寄託された関係規約の変更に係る申請は、様式 TM 35 により行うものとし、かつ、当該申請の基礎である理由の全詳細を含める。

証明商標規約の変更

規則 94 規約の変更

- (1) 寄託された規約の変更に係る証明商標の登録所有者による申請は、様式 TM 34 により行うものとする。
- (2) 登録官に係る申請を公表させる場合において、当該申請に対する異議申立通知を登録官に対して行うことができる期間は公表の日から 30 日とする。

団体商標

規則 94A 登録申請

- (1) 法第 40A 条 (1) に基づく登録官に対する団体商標の登録申請は、様式 TM 2 によるものとする。
- (2) 本規則は、通常の商標に係る申請に適用するように団体商標の登録申請に準用する。

登録使用者

規則 95 登録使用者の記入に係る申請

法第 31 条に基づく登録商標の登録使用者としてのある者の登録に係る登録官に対する申請は、その者及び登録所有者が様式 TM 48 により行うものとする。

規則 96 記入及び通知

- (1) 登録簿への登録使用者の記入には、それを行った日を記載する。また、登録使用者の業務宛先のほかに、送達宛先を含めることができる。ただし、登録使用者によるそのための様式 32 による申請が承認されていることを条件とする。
- (2) 登録使用者の登録の書面による通知は、当該商標の登録所有者、登録使用者及びある商標の同一の登録に関してその名称が記入されている他のすべての登録使用者に送付されるものとし、かつ、公報又はケニア官報に掲載する。

規則 97 記入変更に係る登録所有者の申請

商標の登録使用者の登録変更に係る当該商標の登録所有者による法第 31 条 (8) (a) に基づく申請は、様式 TM 49 により行うものとし、かつ、当該申請を行う理由の申立書を添えなければならない。また、当該登録使用者が同意している場合は、同人の同意書も添えなければならない。

規則 98 登録所有者又は使用者による記入取消に係る申請

ある商標の登録所有者又は何れかの登録使用者による法第 31 条 (8) (b) に基づく当該商標の登録所有者の登録の取消に係る申請は、様式 TM 50 により行うものとし、かつ、申請を行う理由に係る申立書を添えなければならない。

規則 99 記入取消に係る何れかの者による申請

法第 31 条 (8) (c) に基づく登録使用者の登録取消に係る何れかの者による申請は、様式 TM 51 により行うものとし、かつ、申請を行う理由に係る申立書を添えなければならない。

規則 100 通知及び聴聞

(1) 登録官は、規則 97、規則 98 及び規則 99 に基づく申請を書面により当該商標の登録に基づく登録所有者及び各登録使用者（申請人でない者）に通知する。

(2) 前記の通知を受けた者で訴訟に参加しようとするものは、通知の受領から 30 日以内に、その旨を様式 TM 52 により登録官に通知しなければならない。かつ、それと共にその訴訟参加の理由に係る申立書を送付する。また、登録官は、それを受けて、前記の通知及び申立書の写しを他の当事者に送付し、当該訴訟参加が申請人、登録所有者、その登録が問題になっている登録使用者及び訴訟参加をするその他の登録使用者に知られるところとなるようにする。

(3) 前記の当事者の何れも、登録官が指定する期間内に、自己の主張を裏付ける証拠を差し置くものとし、登録官は、聴聞を受ける機会を全当事者に与えた後、課することが適切であると考えられる条件、補正、変更又は制限に従うことを条件として、当該申請を認容し又は拒絶することができる。

規則 101 誤りの訂正又は変更の記入に係る登録使用者の申請

(1) 法第 37 条 (2) に基づく申請は、場合に応じて様式 TM 17、TM 19、TM 20 又は TM 32 により、商標の登録使用者又は自己は登録使用者の名義で行動する資格を有する旨を登録官に納得させることができる者が行うものとする。また、登録官は、申請が行われる事情に鑑みて適切と考える法定誓約書その他による証拠を要求することができる。

(1A) 確実を期するために、登録使用者が他の法人と合併し、合併から生じた法人が異なる名称を有する場合に登録使用者の名称を変更するためには、様式 TM 20 を用いることができる。

(2) 法第 31 条 (4) (d) に従った登録使用者の一定期間の登録の場合は、登録官は、当該期間の終了時に当該登録使用者の記入を取り消す。

(3) 商標登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部が削除された場合は、登録官は、同時に、当該商標の登録使用者の指定であってこれらが対象となっているものからこれらを削除するものとする。

(4) 登録官は、本条規則に基づくすべての取消又は削除について、登録使用者であって許容されている使用がそれにより影響を受けるもの及び当該商標の登録所有者に通知する。

期間の延長

規則 102 期間の延長

(1) 登録官は、自己が定める条件で、本規則に基づいて何れかの行為をするか又は何れかの手続をとるための期間を延長することができる。

- (2) 登録官は、法に明示的に規定する期間であって法第 25 条 (6) 又は (7) の下で規定された期間を除くものを延長してはならない。
- (3) 6 月を超えない期間延長することができる規則 76 により規定された期間を除き、期限を 90 日を超える期間延長してはならない。
- (4) (1) に基づく期間延長に係る登録官に対する申請は様式 TM 53 によるものとし、かつ、登録官に提出する。
- (5) 申請には、申請が依拠する理由を記載する。
- (6) 期間延長に係る申請は、期間が既に満了していても行うことができる。
- (7) 申請は、登録官が指示する通知を受けたときに、登録官が指示する手続に従って処理されるものとする。

自由に裁量することのできる権限

規則 103 聴聞

登録官は、法又は本規則により登録官に与えられた自由に裁量することのできる権限がある者の不利に行使する前に、その旨の請求があった場合は、それについて当該人を聴聞する。

規則 104 聴聞の申請

聴聞の申請は、登録官からのある申請に対する異論の通知の日又は登録官が自由に裁量することのできる権限を行使しようとする旨のその他の表示の日から 30 日以内に行わなければならない。

規則 105 聴聞の通知

- (1) 登録官は、前記の申請を受領したときは、申請した者に、同人が聴聞される時期を 14 日の予告期間をおいて通知するものとする。
- (2) 申請した者は、当該通知が通常の郵便業務において配達されるであろう日から 7 日以内に、当該事項について聴聞を受ける積りであるか否かを登録官に通知するものとし、出頭する積りである場合は、様式 TM 8 を提出し、それについての所定の手数料を納付する。

規則 106 決定の通知

係る自由に裁量することのできる権限を行使する際の登録官の決定は、影響を受ける者に通知されるものとする。

証拠を免除する権限

規則 107 証拠の免除

本規則に基づいて、何れかの者が何れかの行為若しくは事柄を行い、何れかの書類に署名し、自分自身のために若しくは何れかの法人に代わって何れかの宣言を行うことを求められているか、又は何れかの書類若しくは証拠を提示し、登録官若しくは庁に差し置

くことが求められており、かつ、どのような合理的な理由によっても、当該人が係る行為若しくは事柄を行い、係る書類に署名し、係る宣言を行うことはできないこと、又は係る宣言、係る書類若しくは証拠を前記のように提示し若しくは差し置くことはできないことが登録官が得心するように証明された場合は、登録官は、係る別の証拠の提示を俟って、かつ、登録官が適切と考える条件に従うことを条件として、係る行為若しくは事柄、署名、宣言、書類又は証拠を適法に免除することができる。

補正

規則 108 書類の補正

- (1) 商標の書類若しくは図面又はその他の表示は補正することができ、手続における瑕疵であって、登録官の意見では何れの者の利益も害することなく容赦することができるものは、登録官が適切と考える場合に、登録官が指示する条件で補正することができる。
- (2) 書類若しくは図面又はその他の表示の補正に係る(1)に基づく申請は、様式 TM 19 によるものとする。

証明書

規則 109 登録官による証明書

- (1) 登録官は、自己が授権されているか又は法若しくは本規則により行うか若しくはすることを要求されている記入、事項又は事柄について、法第 22 条に基づく証明書以外の証明書を発行することができる。ただし、様式 TM 30 によるそれに係る請求を、登録官がそれを要求することが適切と考える場合に当該記入、事項又は事柄に係る利益を登録官に納得の行くように示すことができる者から受領することを条件とする。
- (2) 規則 111 に該当する場合を除き、登録官は、証明書に標章の写しを含める義務はない。ただし、申請人がその目的に適った標章の写しを登録官に提出した場合を除く。

規則 110 色彩の制限なしに登録された標章

標章が色彩の制限なしに登録された場合は、登録官は、当該標章が登録簿に示されている色彩又はその他の色彩により外国で登録を取得する目的のために、その登録の証明書を付与することができる。

規則 111 外国で登録を取得するのに使用される証明書

- (1) 商標登録証が外国で登録を取得する際に使用するために交付される場合は、登録官は、当該標章の写しを証明書に含めるものとし、かつ、証明書の申請人に対し、当該目的に適した当該標章の写しを提出するよう要求することができ、申請人がそうしない場合は、証明書の交付を拒絶することができる。
- (2) 登録官は、標章の登録に関する事項で適切と考えるものを証明書に記載することができ、かつ、登録簿に示されている権利の部分放棄の文言を証明書から省くことができる。ただし、後の場合においては、証明書に「外国での登録取得のための使用に限る」との文言を付するものとする。

宣言

規則 112 宣言をする相手

法又は本規則により要求されるか又はそれらに基づく手続において用いられる誓約は、次のとおりされ、かつ、署名されなければならない。

(a) 共和国内で行われる場合は、何れかの裁判所において若しくは裁判官若しくは治安判事の面前で、又は法的手続の目的で宣誓させることを法律により授権されている公務員の面前で

(b) 共和国外で行われる場合は、ケニアの領事若しくは副領事若しくはケニアの領事の職務を行うその他の者若しくは公証人の面前で、又は裁判官若しくは治安判事の面前で

規則 113 宣言をさせる公務員の印に関する推定

規則 112 により宣誓宣言をさせる権限を与えられた者の印又は署名であって当該宣言がその者の面前でされ、かつ、署名されたとするものがそれに付され、捺印され又は書かれたとされる書類については、登録官は、当該印若しくは署名の真正性又は当該宣言をさせる者の公的性格若しくはその者の当該宣言をさせる権限の証拠なしに、許容することができる。

調査

規則 114 調査

(1) 何人も、特定の商品及びサービスに関して、その者が提出した商標に類似する標章が記録されているか否かを確認するための調査を行わせるよう登録官に請求することができる。

(1A) (1) に基づく申請は、様式 TM 27 によるものとし、かつ、当該商標の表示 2 通を添えなければならない。

(2) 登録官は、係る調査を行わせ、かつ、その結果を前記の請求を行なった者に通知させる。

写し

規則 115 書類の写し

登録官が保管する書類の写しの取得を希望する者は、様式 TM 54 を使用するものとする。

規則 116 (L.N. 146/2003 第 61 条により削除)

裁判所への審判請求

規則 117 裁判所への審判請求

裁判所に審判を請求しようとするときは、審判請求は、通常の方法で申立により行うも

のとし、かつ、申立の通知が審判請求の対象である決定の日から 60 日以内又は登録官が許容する追加の期間内に提出されない限り、係る審判請求は受理しない。

裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 118 裁判所への申請

法に基づく裁判所への申請は、すべて登録官に送達するものとする。

規則 119 裁判所の命令

(1) 法に基づく何れかの事件において裁判所により命令が下された場合は、命令が有利に下された者又はそのような者が複数いる場合はそれらの中で登録官が指示する者は、直ちに、命令の公認謄本を、要求されている場合は適正に記入された様式 TM 46 と共に、庁に差し置くものとする。

(2) 係るときは、登録官は、必要に応じ登録簿を更正又は変更することができる。

規則 120 裁判所の命令の公告

法に基づいて裁判所が命令を下したときはいつでも、登録官は、当該命令を公にするべきであると考える場合は、それを公報又はケニア官報において公告することができる。

電子的形態での書類の提出

規則 121 電子書類の提出

電子的形態で登録官に提出された書類は、当該電子的形態が提出された日に、本規則に従って提出されたものとみなされる。ただし、当該提出から 30 日以内に、当該書類が本規則に従って紙の形で、本規則に基づいて要求される適用手数料を添えて、登録官に提出されることを条件とする。

第1附則（規則3）手数料

注記：

1. 手数料を納付する者又はその者の代理として手数料を納付する者がケニアに居住しておらず、主たる事業所も有さない場合は、外国手数料を納付しなければならない。
2. 法第24条（3）に基づく連続商標は、手数料計算の目的では、別段の表示がある場合を除き、単一の商標であるものとみなされる。

手数料の説明		国内手数料 ケニアシリング	外国手数料 米ドル	対応様式
商標登録				
1	商標登録出願に係る出願手数料			TM 2
	最初の類について	4,000	200	
	その後の各類について	3,000	150	
2	商標登録出願に対する異議申立書提出に係る手数料			TM 6
	最初の類について	5,000	250	
	その後の各類について	4,000	200	
3	反対陳述書の提出に係る手数料			TM 7
	最初の類について	4,000	200	
	その後の各類について	3,000	150	
4	規則60（1）に基づく商標登録に係る手数料			
	最初の類について	2,000	150	
	その後の各類について	1,500	100	
商品又はサービスの追加				
5	規則29Aに基づく登録商標に関して商品若しくはサービスを追加する申請又は商標登録出願に係る申請（出願）手数料。各類について	3,000	150	TM 55
更新				
6	規則64（1）、規則67又は規則68に基づく商標登録の更新に係る手数料			TM 10
	最初の類について	4,000	200	
	その後の各類について	3,000	150	
7	不更新の公表から30日以内の更新に係る規則67に基づく追加手数料	3,000	150	
8	登録簿からの抹消後登録回復に係る規則68に基づく回復手数料	5,000	250	
商標の譲渡				

9	譲渡又は移転の登録の規則 71 に基づく申請に係る申請手数料。譲渡又は移転された各商標について			TM 14
	最初の類について	3,000	150	
	その後の各類について	2,000	100	
10	意図された譲渡の有効性に関する法第 25 条 (5) に基づく証明書に係る規則 79 (1) に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 39
	最初の類について	3,000	150	
	その後の各類について	2,000	100	
11	法第 25 条 (6) に基づく意図された譲渡又は移転の承認に係る規則 79 (1) に基づく申請に係る申請手数料			TM 40
	意図された譲渡又は移転が関係する各商標について	500	50	
12	譲渡の公表に関する法第 25 条 (7) に基づく指示に係る規則 80 (1) に基づく申請に係る申請手数料			TM 41
	最初の類について	6,000	300	
	その後の各類について	5,000	250	
登録使用者				
13	ある者を登録商標の登録使用者として登録するための規則 95 に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 48
	最初の類について	6,000	300	
	その後の各類について	5,000	250	
14	法第 31 条 (8) (a) に基づく登録商標の登録使用者としてのある者の登録を変更するための規則 97 に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 49
	最初の類について	5,000	250	
	その後の各類について	4,000	250	
15	法第 31 条 (8) (b) に基づく登録商標の登録使用者としてのある者の登録を取り消すための規則 98 に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 50
	最初の類について	5,000	250	
	その後の各類について	4,000	200	
16	法第 31 条 (8) (c) に基づく登録商標			TM 51

	の登録使用者としてのある者の登録を取り消すための規則 99 に基づく申請に係る申請手数料。			
	最初の類について	5,000	250	
	その後の各類について	4,000	200	
17	法第 31 条 (8) に基づく申請に関する手続に参加する意図の通知の規則 100 (2) に基づく提出に係る手数料	3,000	150	TM 52
旧分類の変更				
18	商標登録の対象である商品及びサービスの分類を適応させるための規則 7 (2) に基づく申請に係る申請手数料	1,000	50	TM 43
19	分類を手直しするための規則 7 (2) に基づく申請に対する規則 7 (6) に基づく異議申立書の提出に係る手数料	5,000	250	TM 44
登録簿の更正及び訂正				
20	所有者又は登録使用者の業務宛先を変更するための規則 81 (2), 規則 85 (2) 又は規則 101 (2) に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 17
	最初の類について	2,000	100	
	その後の各類について	1,000	50	
21	送達宛先を記入し又は変更するための規則 13 (2), 規則 81 (2), 規則 85 (2) 又は規則 101 (2) に基づく申請に係る申請手数料	無料	無料	TM 32
22	登録簿の記入事項を記入, 抹消又は変更するための規則 82 (1) 及び法第 29 条, 第 30 条, 第 35 条又は第 36 条に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 25
	最初の類について	6,000	300	
	その後の各類について	5,000	250	
23	規則 82 (1) 及び法第 29 条, 第 30 条, 第 35 条又は第 36 条に基づく申請に関して規則 84 (1) に基づいて訴訟参加するための許可の申請の提出に係る手数料	3,000	150	TM 26
24	商標の権利放棄をするための規則 82A (1) に基づく申請に係る申請手数料			

	一部の商品及びサービスについて	1,000	50	TM 21
	一部の商品及びサービスについて	1,000	50	TM 22
25	登録簿の訂正で手数料の規定がほかにないものを行うための規則 85 (2) 又は規則 101 (2) に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 19
	最初の類について	2,000	100	
	その後の各類について	1,000	50	
26	所有者又は登録使用者の名称又は説明を変更するための規則 85 (2) 又は規則 101 (2) に基づく申請に係る申請手数料			TM 20
	最初の類について	3,000	150	
	追加の各商標について	500	50	
27	法第 37 条 (1) (e) に基づいて権利の部分放棄又は付記を記入するための規則 85 (2) に基づく申請に係る申請手数料	500	20	TM 23
28	有効性証明書が付与された旨の注記を登録簿に付加するための規則 88 に基づく請求に係る手数料			TM 47
	認証された最初の登録	1,000	50	
	同一の証明書で認証された各追加登録	500	50	
29	法第 38 条に基づいて商標に追加を行うか又は商標を変更するための許可を求める規則 89 に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 24
	最初の類について	4,000	200	
	その後の各類について	3,000	150	
30	商標に追加を行うか又は商標を変更するための規則 89 に基づく申請に対する規則 90 (2) に基づく異議申立書の提出に係る手数料	5,000	250	TM 6
31	証明商標に関する規則 93 に基づく裁判所への申請に係る申請手数料	6,000	300	TM 35
32	登録簿の変更又は更正に関する裁判所命令の規則 119 (1) に基づく通知に係る手数料	1,000	50	TM 46
	聴聞及び決定			
33	聴聞に出頭する意図の通知書の提出に			TM 8

	係る手数料。各商標について			
	最初の類について	4,000	200	
	その後の各類について	3,000	150	
34	決定の理由及び決定に到達するのに用いた資料について陳述するよう求める登録官に対する請求に係る手数料	4,000	200	TM 4
費用				
35	課税に係る費用明細書の提出。10 ページ又はその一部ごとについて	2,000	100	
36	課税通知書の発出	1,000	50	
37	課税通知書及び費用明細書の送達に係る申請	1,000	50	
38	課税証明書に係る申請	1,000	50	
その他				
39	登録官との関係での又は登録官に影響を及ぼす手続又は事項において行動する代理人の規則 14 (2) に基づく選任に係る手数料	1,000	50	TM 1
40	規則 20 (1) に基づく登録官の予備的助言に係る手数料			TM 27
	最初の類について	3,000	150	
	その後の各類について	2,000	100	
41	証明書（法第 22 条に基づく登録の証明書以外のもの）に関する規則 109 (1) に基づく請求に係る手数料 証明書が商標に関係する場合			TM 30
	最初の類について	3,000	150	
	その後の各類について	2,000	100	
	証明書が商標に関係しない場合	3,000	150	
42	証明商標に関して寄託された規約の変更のための規則 94 (1) に基づく申請に係る申請手数料			TM 34
	a. 1 の証明商標に関する規約の変更に係るもの	3,000	150	
	b. 他の証明商標に関する同一の又は実質的に同一の規約の変更に係るもの。追加の各証明商標について	500	50	
43	規則 76 に規定する期間延長以外の期間延長のための規則 102 に基づく申請に係る申請手数料			TM 53

	(a) 30 日以下の延長	1,000	50	
	(b) 30 日を超えるが 60 日以下の延長	2,000	100	
	(c) 60 日を超える延長	3,000	150	
44	規則 76 に規定する期間延長のための規則 102 に基づく申請に係る申請手数料			TM 53
	(a) 2 月を超えない延長	1,000	50	
	(b) 2 月を超えるが 4 月以下の延長	2,000	100	
	(c) 4 月を超える延長	3,000	150	
45	書類若しくは図面又はその他の表示を補正するための規則 108 に基づく申請に係る申請手数料。各商標について			TM 19
	最初の類について	2,000	100	
	その後の各類について	1,000	50	
46	規則 114 に基づく調査に係る手数料			TM 27
	最初の類について	2,000	100	
	その後の各類について	1,000	50	
47	登録簿を更正するための申請に関して登録簿又は通知、異議申立若しくは決定を閲覧することに係る手数料。各 15 分間について	200	10	
48	商標の表示を調査するための手数料。各 15 分間又はその一部について	1,000	10	
49	登録官の下の手続において用いられた判断、命令又はその他の書類の写しに係る手数料。1 ページについて	20	1	TM 54
	他の書類については、書類 1 件について	500	10	
	認証に係る追加手数料。書類 1 件について	1,000	50	

第 2 附則 (L.N. 146/2003 第 65 条により削除)

第 3 附則 (L.N. 146/2003 第 65 条により削除)

第 4 附則 (規則 4) 様式 (省略)